

豊岡市ファミリーサポートセンター会則

(趣旨)

第1条 この会則は、豊岡市ファミリーサポートセンター事業実施要綱（令和5年豊岡市告示第115号。以下「要綱」という。）に基づき、本会会員が行う諸手続き及び遵守事項等について定めるものとする。

(名称)

第2条 本会は、豊岡市ファミリーサポートセンター（以下「センター」という。）という。

(事務所等)

第3条 センターは、兵庫県豊岡市大手町4番5号に置く。

2 センターの開所日は、月曜日から金曜日とする。ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

3 センターの開所時間は、午前9時から午後5時までとする。

4 センターの事務局は、こども未来部こども未来課に置く。

(センターの目的)

第4条 センターは、育児の援助を行いたい者（以下「まかせて会員」という。）と育児の援助を受けたい者（以下「おねがい会員」という。）による会員組織を設立し、地域において会員同士が育児に関する相互援助活動を行うことにより、仕事と育児の両立を支援し、子育てを行っている家庭が安心して生活できる環境を整備することを目的とする。

(事業内容)

第5条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員の募集及び登録に関する事業
- (2) 相互援助活動の調整に関する事業
- (3) 会員に対する講習会の開催に関する事業
- (4) 会員の交流及び情報交換に関する事業
- (5) 定期的な会報の発行等広報に関する事業
- (6) 関係機関との連絡調整に関する事業

(7) その他、センターの目的達成のために必要な業務

(会員)

第6条 会員は、センターの趣旨を理解し、センターの承認を得た者とする。

2 まかせて会員は、次に掲げる要件のいずれにも当てはまらなければならない。

- (1) 満18歳以上の者
- (2) 育児の援助を行うことに理解と熱意を有し、心身ともに健康な者
- (3) 自宅等で安全に子どもを預かることができる者

3 おねがい会員は、次に掲げる要件のいずれにも当てはまらなければならない。

- (1) 市内に居住する者
- (2) 生後6ヵ月から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（以下「子ども」という。）の保護者

4 まかせて会員とおねがい会員は、「どちらも会員」としてこれを兼ねることができる。

(会員の責務等)

第7条 会員は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 要綱、会則、手引きを遵守し、信義に基づき誠実に相互援助活動を行うこと。
- (2) 相互援助活動により、知り得た秘密を漏らしてはならない。退会した後も同様とする。
- (3) 相互援助活動を利用して、以下に該当する行為を行わないこと。
 - ア 物品の販売等（販売、賃貸その他これらに類する行為をいう。）をすること。
 - イ 宗教の教義を広め、儀式行為を行い、及び信者を教化育成すること。
 - ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
 - エ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。
- (4) その他事業の目的に反する行為を行わないこと。

2 まかせて会員は、前項で定める事項のほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 相互援助活動中は、常に会員証を携帯し、保護者、センター職員その他の関係者から請求があったときは、速やかにこれを提示すること。
- (2) 相互援助活動の実施に際し、センターが定める安全チェックリストを遵守するとともに、子どもの安全確保に努めなければならない。
- (3) 相互援助活動中に子どもに異常を認めたときは、状況に応じた適切な処置をとる

こと。

(4) 相互援助活動中に事故が発生した場合は、直ちにセンター及びおねがい会員に報告し、その後速やかに事故報告書を作成し、センターに提出すること。

(5) 重大な事故には至らないものの、直結してもおかしくない相互援助活動中の突発的な事象や人的ミスなどを認知した場合は、ひやり・はっと報告書を作成し、センターに提出すること。

3 おねがい会員は、第1項に定める事項のほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 相互援助活動を安全に実施するため、子どもの健康状態、嗜好その他の心身の状況について、センター及びまかせて会員に正確に伝えること。

(2) 相互援助活動を中止しようとするとき及び相互援助活動の内容を変更しようとするときは、事前にセンター及びまかせて会員に届け出ること。

(入会)

第8条 まかせて会員として入会しようとする者は、まかせて会員入会申込書（様式第1号）を、おねがい会員として入会しようとする者は、おねがい会員入会申込書（様式第2号）をセンターに提出し承認を得なければならない。

2 入会を希望する者は、センターの実施する講習を受けなければならない。

3 センターは、入会を承認したときは、会員として登録し、会員証（様式第3号）を発行する。

4 会員は、第1項の入会申込書に記載した内容に変更が生じたときは、速やかにセンターに会員登録内容変更届（様式第4号）を提出しなければならない。

(退会)

第9条 退会しようとする会員は、退会届（様式第5号）に会員証及び会員が保管している個人情報を含む書類等を添えてセンターに届け出なければならない。

2 センターは、会員が第4条に規定する要件を満たさなくなったとき、又はこの会則に違反し、会員として適さないと認めるときは、当該会員を退会させることができる。

(アドバイザー)

第10条 事業を円滑に実施するため、センターにアドバイザーを置く。

2 アドバイザーは、第3条に規定する事業に関する業務のほか、次に掲げる業務を行う。

(1) 事業内容の周知及び啓発に関する業務

- (2) 会員間のトラブルへの助言に関する業務
- (3) その他センターの運営に関する業務
- 3 アドバイザーは、相互援助活動の調整にあたっては、ひとり親家庭、低所得者（生活保護世帯、市町村民税非課税世帯）及びダブルケア負担の世帯（育児と親等の介護を同時に行っている世帯）の会員を優先して調整しなければならない。
- 4 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を他者に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（相互援助活動の内容）

第11条 まかせて会員が行う相互援助活動は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 保育所、幼稚園、小学校、放課後児童クラブその他これらに類する施設（以下「教育・保育施設等」という。）の開始前や終了後に子どもを一時的に預かること。
- (2) 教育・保育施設等までの子どもの送迎を行うこと。
- (3) 冠婚葬祭や他の子どもの学校等行事の際に子どもを一時的に預かること。
- (4) 買い物等外出時の際に子どもを一時的に預かること。
- (5) その他、会員の仕事と育児の両立のために必要な子どもの預かりを行うこと。
- 2 子どもを預かる場合は、まかせて会員の自宅において行うものとする。ただし、当事者間で合意がある場合はこの限りではない。
- 3 一人のまかせて会員は、子どもを一人しか預かることはできない。ただし、まかせて会員の経験と能力等からアドバイザーが相互援助活動について適正であると判断した場合は、子どもを兄弟姉妹と一緒に預かることができる。
- 4 相互援助活動を行う時間は、午前6時から午後10時までとし、宿泊は行わないものとする。ただし、看護、災害その他やむを得ない事情がある場合は、当事者間の合意により、相互援助活動の必要とする時間を決めるものとする。
- 5 相互援助活動では、食事の提供を行わないものとする。必要な場合はおねがい会員が用意するものとする。
- 6 相互援助活動では、家事援助を行わない。

（援助活動の実施）

第12条 おねがい会員は、相互援助活動を受けようとするときは、センターに申込みをしなければならない。

- 2 相互援助活動の申込みを受けたセンターは、援助の内容、日時等を確認の上、申込みの内容にふさわしいと認められるまかせて会員を紹介するものとする。
- 3 相互援助活動は、おねがい会員とまかせて会員が援助内容等を十分に協議の上、相

互の合意と責任の下に実施するものとする。相互援助活動の実施にあたり、おねがい会員、その子ども、まかせて会員は事前に援助内容の打ち合わせを行い、その際は事前打ち合わせ票に打ち合わせ内容を記録し、相互に保管する。

- 4 会員同士は、相互の合意が整わないときは、センターによる相互援助活動の紹介を断ることができる。
- 5 まかせて会員は、相互援助活動実施後、相互援助活動報告書（様式第6号）を作成し、子どもを引き渡す際に、おねがい会員の確認を受けなければならない。
- 6 まかせて会員は、活動した月の相互援助活動報告書を取りまとめ、その翌月の5日までにセンターに提出するものとする。

（謝礼等）

- 第13条 おねがい会員は、相互援助活動終了後、速やかにその援助を実施したまかせて会員に対し、別表1に基づく謝礼及び援助活動に要した実費相当額を支払うものとする。
- 2 おねがい会員が、依頼していた相互援助活動の予定を自己都合により取り消した場合は、実施を依頼していたまかせて会員に対し、別表2に規定するキャンセル料を支払うものとする。

（補償及び保険）

- 第14条 相互援助活動中の事故等による損害は、当事者間において解決しなければならない。
- 2 会員は、相互援助活動中の損害の賠償等に備えるため、ファミリーサポートセンター補償保険に加入するものとする。ただし、保険料は市が負担する。
 - 3 まかせて会員の自宅外で預かりを行う場合は、ファミリーサポートセンター補償保険の対象にならないこともあるため、必ず事前にアドバイザーと協議しなければならない。

（委任）

- 第15条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この会則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この会則は、令和５年９月１日から施行する。

別表1（第13条関係）

豊岡市ファミリーサポートセンター謝礼等基準

（1人あたり）

活動日	活動時間帯	謝礼額
平日（月曜日から金曜日まで）	午前7時から午後7時まで	30分当たり350円
	午前6時から午後10時の間で上記以外の時間	30分当たり400円
土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日まで	午前6時から午後10時まで	30分当たり400円

備考

- 相互援助活動の時間単位は30分とし、30分ごとに前項の表の謝礼額を加算するものとする。ただし、30分未満の時間は30分とする。
- 相互援助活動の時間が表の活動時間帯区分をまたがるときは、次の各号の例にならない、謝礼額を算出するものとする。
 - 援助活動が平日の18時35分から19時5分の場合、活動時間帯区分は「上記以外の時間」とし、謝礼額は400円とする。
 - 相互援助活動が平日の18時25分から19時15分の場合、活動時間帯区分は18時25分から18時55分までを「7時から19時まで」、18時55分から19時15分までを「上記以外の時間」とし、謝礼額は350円と400円を足した750円とする。
- 公共交通機関等を利用した場合はその実費を、まかせて会員の自家用車を利用した場合は、ガソリン代等の実費負担として、走行距離1kmあたり20円をおねがい会員が負担するものとする。
- 自家用車利用の際に、まかせて会員の子どもが同乗し、複数の子どもが乗車している場合は、ガソリン代等の実費負担の総額を乗車した子どもの数で除した額（1円未満の端数は切捨て）におねがい会員の子どもの人数を乗じて得た金額をおねがい会員が支払うものとする。
- 子どもの食事、おやつ、おむつ等は、おねがい会員が用意しなければならない。やむを得ない場合において、これらをまかせて会員が購入した場合は、おねがい会員はその実費をまかせて会員に支払うものとする。

- 6 兄弟姉妹の複数の子どもに対して一人のまかせて会員が同時に援助活動を行った場合は、子ども一人ごとに前各項の基準により、謝礼等を算出するものとする。

別表2（第13条関係）

豊岡市ファミリーサポートセンターキャンセル料基準

区分	キャンセル料
前日までのキャンセル	無料
当日キャンセル	予定していた相互援助活動に係る謝礼額の半額又は30分の謝礼額のいずれか高い額
無断キャンセル	予定していた相互援助活動に係る謝礼額の全額